

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成30年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

議案第10号 平成31年度岩国市一般会計予算

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 3号 平成30年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第 4号 平成30年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号 平成30年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号 平成30年度岩国市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成31年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成31年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第14号 平成31年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第23号 平成31年度岩国市病院事業会計予算

議案第54号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第55号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第56号 岩国市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 指定管理者の指定について

以上12議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第10号 平成31年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、民生費の児童福祉費の児童発達支援事業所費に関し、委員中から、太陽の家の運営状況について質疑があり、当局から、「本施設においては、心身に障害のある未就学児を対象に、日曜日を除き、児童福祉法に規定する児童発達支援を行っているところである。現在の利用登録者数は約30人で、1日の利用定員10人に対して、最大13人までの受け入れが可能であり、本施設のみを利用されている方、他の施設を並行利用されている方など、個々の利用形態はさまざまであるが、1日当たりの平均利用者数でいえば、おおむね10人で推移している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「一概に発達障害といっても、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など、その種類や症状は多様であり、それぞれ個別の対応が求められる。また、就学前の早い時期に適切な訓練等を受けさせたいという保護者の思いにも応える必要があると考えるが、現状において、これらのニーズに十分対応できているのか」との質疑があり、当局から「近年、早期療

育という考え方が浸透してくるにつれて、児童発達支援事業所に対する保護者のニーズも増している。現在、太陽の家を含め、市内3カ所にある同様の施設で対応しているところであるが、平成31年度中には新たな施設が開所される予定とも聞いており、多様化するニーズにも、これまで以上の対応はできるものと考えている。しかしながら、太陽の家は、建設から30年以上が経過しており、御指摘のとおり障害の特性に応じて個別の対応が今後ますます求められることから、本施設の設備や機能の整備について、長期的な視点に立った検討は必要であると認識している」との答弁がありました。

続いて、民生費の児童福祉費の児童福祉支援費に関し、委員中から、外国人園児受入支援モデル事業費補助金の概要について質疑があり、当局から、「市内の私立幼稚園等においては、外国人園児の入園が急増しており、園児はもとより、その保護者の多くが日本語に不慣れで、コミュニケーションを図ることに、園児・保護者と園の双方が苦慮することから、園としては、英語の堪能な事務補助者を雇用することで対応されているのが現状である。

その一方で、同じ園に通う日本人園児に目を移すと、外国人園児と触れ合うことで幼児期から英語になれ親しむことも期待できることから、その環境づくりを目的として、園が英語の堪能な事務補助者を雇用する経費の一部を補助しようとするものである。英語しか話せない園児数が10人から19人までの施設については、事務補助者1人を、20人以上の施設については2人を配置することを想定しており、補助金額は、事務補助者の12カ月分の給与実支出額の2分の1、1人当たり57万6,000円を上限としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「園児やその保護者への情報提供は必要であるが、一般市民に対しても、このようないい取り組みを行っていることを周知することが国際理解に通じるものと考えられることから、事業の展開により生じた効果などを積極的に公表していただきたい」との意見がありました。

続いて、教育費の教育諸費の教育センター費に関し、委員中から、いじめ問題等対策推進体制整備事業の概要について質疑があり、当局から、「本事業は、子供の家庭環境による問題に対処するための体制づくりを目的とし、必要に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣、岩国市いじめ防止基本方針に基づく、学識経験者や弁護士、臨床心理士などで組織するいじめ問題調査委員会の開催などを行うものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「従前から指摘しているとおり、現在のいじめは非常に陰湿で、保護者でもわかりづらいとされていることから、自身がいじめの当事者となった経験のある方に、そのような委員会の委員として参画し

ていただくといった、岩国モデルと呼ばれるような斬新なアイデアを持ってきめ細かな対策を講じていかない限り、いじめの撲滅にはつながらないのではないか」との質疑があり、当局から「当該委員会は、学校現場に精通している、生徒指導委員会などの小委員会や校長会などの上位組織と捉えており、それらの小委員会などの組織と連携をとりながら対処していると理解しているが、御指摘の趣旨を踏まえ、実効性のあるいじめ対策が講じられるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。